



法人課税 → 「特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度」の廃止

- 100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益の計上を繰り延べることとする等、資本に係る取引等に係る税制の整備を行う。
- いわゆる「一人オーナー会社課税制度」(特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度)は廃止。なお、いわゆるオーナー給与に係る課税のあり方について、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度改正で講じる。



資産課税 → 住宅資金贈与の非課税枠の拡大

- 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、所得制限(2,000万円)を付した上で、非課税限度額(現行500万円)を、平成22年は1,500万円、平成23年は1,000万円に引き上げる。



市民公益税制(寄附税制など)

- 認定NPO法人制度について、認定手続と申請書類等の簡素化を行う。
- 所得税の寄附金控除の適用下限額を2千円(現行5千円)に引き下げる。



租税特別措置の見直し等 → 実質的な増税になります!

- 国の政策税制措置(241項目)の3分の1にあたる82項目を見直しの対象とし、うち41項目について廃止又は縮減をする(廃止12、縮減29)。
- 地方の政策税制措置(286項目)についても3分の1にあたる90項目を見直しの対象とし、うち57項目について廃止又は縮減をする(廃止47、縮減10)。



第19回

今話題の **平成22年税制改正の概要(その1)**

税制副委員長 小林 誉光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

今回は、平成22年税制改正の内容のうち、おもなものをご紹介します。



個人所得課税 → 「扶養控除の廃止」と「子ども手当の創設」

- 所得税について、「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止する。高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止する。
- 個人住民税については、税体系上の整合性の観点等から、所得税と同様に、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(33万円)及び16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止する。

法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。
税制副委員長 小林 誉光

